

議 案 参 考 資 料

[令和 7 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係(担当)]

地域づくり課 地域づくり担当

議案名

議案第 98 号 指定管理者の指定について(桐生市民活動推進センター)

趣旨・目的

桐生市民活動推進センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概 要

桐生市民活動推進センターの設置及び管理に関する条例第 9 条の規定に基づき、桐生市民活動推進センターの管理を行わせるため、一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワークを指定管理者として指定しようとするものです。

- | | |
|-------------|--|
| 1 施 設 の 名 称 | 桐生市民活動推進センター |
| 2 指定する団体 | 桐生市広沢町七丁目 5134 番地の 1
一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワーク |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
(5 年間) |

背景・経過

桐生市民活動推進センター(通称:ゆい)は、市民活動を推進していくための拠点として平成 14 年 7 月に開設し、平成 21 年 4 月からは、JR 桐生駅構内に拠点を移し、市民活動の促進を通じて市民サービスの向上に努めています。

桐生市民活動推進センターの指定管理期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることから、次期指定管理者の選定に当たり公募による選考を行いました。その結果、施設の運営能力、専門性、企画力をもって効率的かつ効果的な事業運営が期待できること、指定管理者として市の考え方を理解し、共有して施設管理を担う意識が高いと認められることから、一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワークを指定管理者の候補者として選定しました。